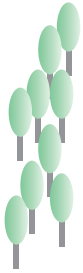


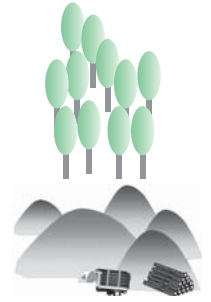
森林の立木を伐採する際には届け出が必要です



ご存じですか？

森林の立木を伐採するときには届け出が必要です

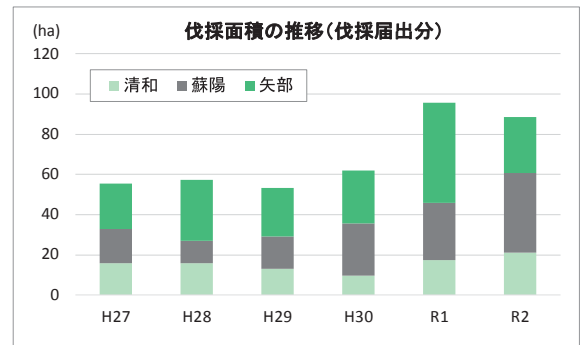
- ①立木^(※)を伐採するときは事前に「伐採及び伐採後の造林の届出書」
 - ②伐採後の造林が完了したときは「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書」を提出することが森林法で義務づけられています！！
- ※立木はスギ、ヒノキだけでなくシイタケ原木になるクヌギ等も含まれます。



最近、建築用木材の供給が需要に追いつかないことに起因し、木材価格が高騰しており、「ウッドショック」と呼ばれています。

山都町においても、その影響により伐採届出書の件数及び森林の伐採面積が増えてきています(右グラフ参照)。

伐採前及び伐採後については届出・報告等が必要となります(林野庁HPを参照)。届出の時期や提出内容につきまして、今一度ご確認をお願いします。



届出や報告の提出はなぜ必要なの？

「伐採及び伐採後の造林の届出」及び「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告」は、森林の伐採及び伐採後の造林が山都町森林整備計画に適合して適切に行われ、健全で豊かな森林を作ることができるよう提出いただくものです。

誰が提出を行うの？

森林所有者や立木を買い受けた者などです。

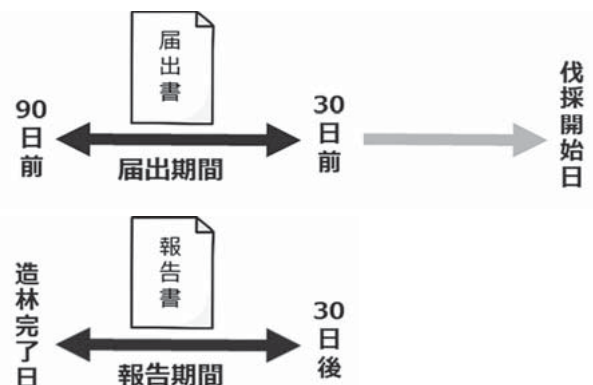
※立木を伐採する者と伐採後の造林を行う者が異なる場合は、共同で提出します。

例えば、以下のとおりです。

- ◆森林所有者(自分で、あるいは請負によって伐採・造林する場合)
- ◆森林所有者と立木買い受け者(共同)
(伐採業者などが森林所有者から立木を買い受けて伐採する場合)

提出の時期はいつ？

- ① 伐採及び伐採後の造林の届出
伐採を始める90日から30日前まで
- ② 伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告
造林を完了した日から30日以内



提出先は？

農林振興課、または各支所農林建設水道係まで

提出しないとどうなるの？

- ① 伐採及び伐採後の造林の届出: 100万円以下の罰金(森林法第208条)
- ② 伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告: 30万円以下の罰金(森林法第210条)

※届出が不要の場合もありますので、詳細については、農林振興課までお問合せください。

問合せ先 農林振興課 ☎ 72-1136